

在留邦人の皆様へ

鳥インフルエンザの流行状況について

平成22年11月25日
在カンボジア日本国大使館

1. 最近の流行状況

2003年11月以来、アジア、欧州、中東、アフリカなどの広い地域において高病原性鳥インフルエンザ（H5N1型）が発生しています。現在も引き続き、世界各地でトリからトリへの感染やトリからヒトへの感染が確認されていますので、御注意ください。最近の感染状況は以下のとおりです。

(1) ヒトへのH5N1型鳥インフルエンザ感染状況

2010年3月8日以降、世界保健機関（WHO）は、エジプト（カルユービーヤ県、カフルエルシェイク県、ダミエッタ県、ベニスエフ県、ファイユーム県、カイロ県）において8人が感染（6人死亡）、インドネシア（東ジャワ州、リアウ州、ジャカルタ特別州、中部ジャワ州、バンテン州、西ジャワ州）において7人が感染（6人死亡）、ベトナム（ハノイ、ビンズオン省、バックカン省）において4人が感染（1人死亡）、中国（湖北省）において1人が感染（1人死亡）、カンボジア（プレイベーン県）において1人が感染（1人死亡）、香港において1人が感染したことが確認された旨発表しました。

2003年以降、ヒトへの感染が確認されている国は以下のとおりです（11月19日現在）。

インドネシア	感染者数	170人（うち、141人死亡）
ベトナム	感染者数	119人（うち、59人死亡）
エジプト	感染者数	112人（うち、36人死亡）
中国	感染者数	40人（うち、26人死亡）
タイ	感染者数	25人（うち、17人死亡）
カンボジア	感染者数	10人（うち、8人死亡）
アゼルバイジャン	感染者数	8人（うち、5人死亡）
トルコ	感染者数	12人（うち、4人死亡）
イラク	感染者数	3人（うち、2人死亡）
ラオス	感染者数	2人（うち、2人死亡）
パキスタン	感染者数	3人（うち、1人死亡）
ナイジェリア	感染者数	1人（うち、1人死亡）
バングラデシュ	感染者数	1人（うち、0人死亡）
ミャンマー	感染者数	1人（うち、0人死亡）
ジブチ	感染者数	1人（うち、0人死亡）
計15か国	感染者数	508人（うち、302人死亡）

(2) トリへのH5N1型鳥インフルエンザ感染状況

国際獣疫事務局（OIE）は、2010年3月8日以降、バングラデシュ、ブータン、ブルガリア、カンボジア、中国、香港、インド、イスラエル、ネパール、ルーマニア、ロシア、ベトナムにおいて、トリへのH5N1型鳥インフルエンザの感染が確認された旨発表しました。また、我が国環境省は、2010年10月26日、北海道において野鳥からH5N1型鳥インフルエンザウイルスが検出された旨発表しています。

現在までに、H5N1型鳥インフルエンザの発生が確認されている国・地域（63か国・地域）は以下のとおりです。

- アジア（17）：インド、インドネシア、フィリピン、カンボジア、タイ、韓国、中国、香港、日本、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス
- 欧州（26）：アゼルバイジャン、アルバニア、イタリア、ウクライナ、英国、オーストリア、カザフスタン、ギリシャ、グルジア、クロアチア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、スロバキア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ルーマニア、ロシア
- 中東（9）：アフガニスタン、イスラエル、パレスチナ自治区、イラク、イラン、クウェート、サウジアラビア、トルコ、ヨルダン
- アフリカ（11）：エジプト、ガーナ、カメルーン、コートジボワール、ジブチ、スーダン、トーゴ、ナイジェリア、シエラレオネ、ブルキナファソ、ベナン

2. 感染地域でトリに接触した日本人が、発熱や咳症状を発症して帰国した事例（結果的にはH5N1型ウイルスに感染していなかった。）も確認されていますので、鳥インフルエンザの発生国・地域では不用意にトリに近寄ったり触れたりせず、衛生管理にも十分注意してください。また、帰国時に高熱、咳症状がみられる場合には、検疫所の健康相談室にお申し出ください。帰宅後に同様の症状が現れた場合には、最寄りの保健所に相談し、感染地域に渡航していた旨をお知らせください。

その他、感染地域滞在の注意事項については、「海外渡航者のための鳥インフルエンザに関するQ&A」（http://www.anzen.mofa.go.jp/kai_an_search/sars_qa.html）をご参照下さい。

3. 各国・地域におけるヒトへの感染状況等の詳細については、以下を始めとする各在外公館のホームページを御参照ください。

在インドネシア日本国大使館：http://www.id.emb-japan.go.jp/osh_bflu_idjky.html

在ベトナム日本国大使館：http://www.vn.emb-japan.go.jp/index_jp.html

在エジプト日本国大使館：<http://www.eg.emb-japan.go.jp/j/consulate/birdflu/index.htm>

在中国日本国大使館：http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/birdflu_top_j.htm

（鳥インフルエンザに関する問い合わせ先）

○外務省領事局政策課

電話：（代表）03-3580-3311（内線）2850

○外務省領事サービスセンター（海外安全担当）

電話：（代表）03-3580-3311（内線）2902

○外務省海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp>

<http://www.anzen.mofa.go.jp/i/>（携帯版）

○鳥インフルエンザに関する情報（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou02/index.html>

○新型インフルエンザ対策関連情報（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>

○海外渡航者のための感染症情報（厚生労働省検疫所）<http://www.forth.go.jp>

○高病原性鳥インフルエンザ（国立感染症研究所感染症情報センター）

http://idsc.nih.gov/disease/avian_influenza/index.html

- 鳥インフルエンザに関する情報（農林水産省）
<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/>
- Avian influenza（世界保健機関（WHO））
http://www.who.int/csr/disease/avian_influenza/en/
- 国際獣疫事務局（OIE）
http://www.oie.int/eng/en_index.htm

在カンボジア日本国大使館 領事班

電話：023-217161～164

電話交換業務時間：平日午前8時～正午、午後2時～午後5時45分

領事窓口対応時間：平日午前8時～正午、午後2時～午後4時30分

緊急連絡先（平日時間外）：016-835404、835407、835419

緊急連絡先（週末休館日）：012-835430

大使館ホームページ：<http://www.kh.emb-japan.go.jp>

Eメール宛先：consular_jpn@pp.mofa.go.jp

【お願い：在留届の内容に変更がある場合や帰国の場合には、必ず当館にご連絡下さい。】